

- ③ 理事会は本章第2条②項の各理事・第5章第2条支部の本部担当理事により構成され、各議案は理事会当日の出席の過半数の賛成をもって成立するものとする。
- ④ 各イベントの準備打ち合わせ等其の時の議案の状況により、正会員全員の出席を要請することがある、この場合に於いてもこれを理事会と称する。
- ⑤ 役付理事の全員又はその一部における会議を役員会と称し議案内容により役員会が理事会を代行することがある。

(理事の選任と任務)

- 第2条 ① 協会(本部)は下記に定める理事を選任し、各理事の役職及び任務・役割を以下のごとく定める、但し各役職の人数等については状況により欠員・兼務等の変動も有り得る。
- ② 各理事の具体的職分役割を次の如く定める、但し担当職分は主たる執行責任を有する事を意味し、担当者個人が独断にて執行することはない。
- | | | | | | |
|-----|---|----|-----------------------|------------------------------|---|
| 1、会 | 長 | 1名 | 会長は名誉職とし会統合の象徴的存在とする。 | | |
| 2、理 | 事 | 長 | 1名 | 理事長は理事会を代表し、協会活動の実務面の執行を行う。 | |
| 3、副 | 理 | 事 | 長 | 1名 | 副理事長は理事長を補佐し、理事会における議長を務める。 |
| 4、幹 | 事 | 長 | 1名 | 幹事長は会員を統括し、会員及び協会活動の世話役を務める。 | |
| 5、福 | 幹 | 事 | 長 | 1名 | 副幹事長は幹事長を補佐し、協会活動の企画立案を分担する。 |
| 6、会 | 計 | 理 | 事 | 2名 | 会計理事は会費の徴収・各活動における特別会費の徴収並びに経理運用面の実務に当たる。 |
| 7、会 | 計 | 監 | 査 | 2名 | 会計監査は協会会計を監査する。 |
| 8、役 | 員 | 理 | 事 | | 役員理事は理事会に参画する他各事業毎に決められた役割を分担する。 |